

質問書に対する回答3

件名) 首都圏中央連絡自動車道 幸手遮音壁工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	<p>入札公告（説明書）                      契約履行要件等一覧表                      【配置予定技術者に契約後に求める要件】                      同種工事</p>	<p>②現場代理人、主任技術者又は監理技術者（当該工事に配置する特例監理技術者または監理技術者補佐の場合を含む）のうち、いずれかの者が、平成21年度以降に元請として完成及び引渡し完了した下記同種工事の施工経験を有すること。a) 遮音壁工、防風柵工、防雪柵工のうち、いずれかを施工した工事」と記載がありますが、遮音板取替、支柱落下防止装置設置支柱回転防止装置撤去設置、遮音板落下防止装置取替を行った工事は遮音壁工の施工経験として認めてもらえますか。                      コリンス実績データには工種：道路附属施設工事 工法・形式：道路附属施設工 種別1：遮音壁で記載があります。</p>	<p>遮音板取替、支柱落下防止装置設置支柱回転防止装置撤去設置、遮音板落下防止装置取替を行った工事であれば遮音壁工の施工経験として認められます。</p>